

司法院釈字第390号（1995年11月10日）*

争 点

工場立地法の定める停止または休止処分などの規定は違憲か。
(工廠設立登記規則停止或歇業處分等規定違憲?)

キーワード

工場立地法(工廠設立登記規則)、法律授權、権利侵害

解釈文：国民が工場を設立することは行政法上の義務違反をもたらす場合には、その結果として、工場の運営を停止させ、又は休止させる処分を与えることになる。それは、国民の権利への制限に及ぼすことになるため、憲法第二三条及び中央法規標準法第五条第二項により、法律で定めるべきである。もし、法律はそれを命令で補充規定として定めることができると授権したのであれば、授権の目的、内容及び範囲を明確にすべきであるとしたうえで、命令を発することができる。工廠設立登記規則(工場立地法)第一九条第一

項は、「工場が本規則の定めに拠らず設立登録を申請し、もしくは許可された登録事項に基づかず経営し、又はその他工場に関わる法令に違反する場合に、省(市)建設庁(局)は一部又は全部に停止させ又は休止させる処分を与えることができる」と定めている。この定めは国民の権利への制限をもたらすことになり、法律による授権に欠けているため、前述した趣旨に合致しておらず、本解釈が公布される日から、遅くとも一年間になってから失効する。

解釈理由書：国民が工場を設

*翻訳者：王萱琳

立することは行政法上の義務違反をもたらす場合には、工場の経営を停止させ、または休止させる処分は、国民の工作権と財産権に侵害することになるため、憲法第二十三条及び中央法規標準法第五条第二項により、その処分の構成要件は法律で定めるべきであると規定している。もし、法律はその構成要件について、命令で補充規定として授権したのであれば、授権の目的、内容及び範囲を明確にしたうえで命令を発することができる。これは、本院釈字第三一三号、第三六〇号及び第三六七号等の解釈において前以って示したことである。経済部（経済産業省）は国内の工場の設立について管理する責を持っており、中華民国八〇（1991）年七月三一日に工廠設立登記規則（工場立地法）を改正・公布した。それは、憲法で保障される国民の権利事項を制限する場合に、上述した説明に基づき法律又は法律の授権を根拠としてすることができると規定する。工廠設立登記規則（工場立地法）第一九条第一項は、「工場が本規則の定めに拠らず設立登録を申請し

、もしくは許可された登録事項に基づかず経営し、又はその他工場に関わる法令に違反する場合に、省（市）建設庁（局）は一部又は全部に停止させ又は休止させる処分を与えることができる」と定めている。そのうち、国民がその規則に違反した行為に対し、一部又は全部に営業停止又は休止させる処分の部分は、すでに国民の工作権及び財産権への制限をもたらすことになる。この規定は、法律上の明文の定めによるものでないのみならず、また法律による授権でもないため、上述した趣旨に合致していない。本解釈が公布してから、遅くとも一年になってから失効する。